

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画道路三・四・四十二幸手五霞線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

幸手市緑台一丁目、大字幸手、大字上高野の各一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部

都市計画課

### 四 縦覧期間

平成二十七年十二月四日から平成二十七年十二月十八日まで